第１編
冷 凍 食 品 認 定 制 度

平成２０年４月１日制定
平成２８年月１０日１日最終改定
一般社団法人　日本冷凍食品協会

目　　　　次

第１編　冷凍食品認定制度

目次 ・・・ 1

冷凍食品認定制度要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

冷凍食品製造工場認定要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

　第１章　冷凍食品製造工場の認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

　第２章　冷凍食品製造工場認定委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

　第３章　国内冷凍食品製造工場の認定申請手続 ・・・・・・・・・・・・・・ 9

　第４章　海外冷凍食品製造工場の認定申請手続 ・・・・・・・・・・・・・・ 11

　第５章　認定工場の更新手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

　第６章　認定工場の格付検査及び工場指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

　第７章　冷凍食品認定制度に係る費用と徴収 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

　（別記１）認定証票の様式及び表示の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

　（別記２）冷凍食品製造工場の認定審査料等料金表 ・・・・・・・・ 17

　（付録）冷凍食品製造工場認定申請書等の様式集 ・・・・・・・・・・・ 19

　　　　　（目次、様式１～１３）

冷凍食品製造工場認定要領改定のポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

冷凍食品製造工場認定基準の経過措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

平成 20 年 4 月 1 日制定
平成 27 年 3 月 23 日最終改訂

冷凍食品認定制度要綱

（冷凍食品認定制度の目的）

第１条　一般社団法人日本冷凍食品協会（以下、「協会」という。）は、会員の製造する冷凍食品の品質及び衛生管理の向上に関する継続的な指導を行うために冷凍食品認定制度（以下、「認定制度」という。）を設け、冷凍食品製造工場で一定基準以上に達していると認めた工場で製造され、品質、表示及び衛生の基準に適合した製品について、その製品に対し協会の定める格付の表示を付すことを認めることにより、冷凍食品産業の発展及び消費者の信頼性の確保を図ると共に、食品の安定供給と食料資源の有効利用により、国民の豊かな食生活に寄与することを目的とする。

2　前項の目的を達成するために、冷凍食品製造工場認定要領（以下、「認定要領」という。）、冷凍食品製造工場認定基準（以下、「認定基準」という。）、冷凍食品の品質基準（以下、「品質基準」という。）、冷凍食品の表示基準及び表示様式（以下、「表示基準」という。）、冷凍食品の衛生基準及び試験方法（以下、「衛生基準」という。）等を定める。

（冷凍食品の定義）

第２条　冷凍食品とは、選別、洗浄、不可食部の除去等の前処理及びこれらを加熱、調味、成型処理等を行ったものを急速凍結し、凍結状態で保持した包装食品をいう。

2　水産冷凍食品とは、水産物の冷凍食品を、農産冷凍食品とは農産物の冷凍食品を、畜産冷凍食品とは畜産物の冷凍食品を、その他の冷凍食品とはパンや菓子類等の冷凍食品を、調理冷凍食品とは水産冷凍食品、農産冷凍食品、畜産冷凍食品、その他の冷凍食品以外の冷凍食品をいう。

（認定制度の運営）

第３条　協会は、第１条第２項で定める認定要領に従って認定制度を運営する。

2　協会は、冷凍食品認定制度における認定に関する調査、定期検査、工場指導及び費用（認定証票使用料、手数料等）の徴収等を一般財団法人日本冷凍食品検査協会（以下、「検査協会」という。）に委託する。

（冷凍食品製造認定工場）

第４条　冷凍食品製造工場において、第１条第２項で定める認定基準を満たしていると共に、当該工場で生産される冷凍食品（以下、「製品」という。）が、品質基準、表示基準及び衛生基準（以下、「製品基準」という。）を満たしていると認定された工場を、冷凍食品製造認定工場（以下、「認定工場」という。）という。

（格付の表示及び数量）

第５条　認定工場は冷凍食品の分類ごとにあらかじめ協会の認定を受けて、製品基準を満たして製造又は加工した製品の容器又は包装に、協会により格付したことを示す表示（以下、「認定証票」という。）を印刷することができる。

２　認定証票を印刷した冷凍食品は、格付したものとして、その生産量を様式４．２及び４．３並びに様式６を検査協会に毎月届けなければならない。

（認定証票の交付及び様式）

第６条　協会は、認定工場に対し、その工場の製品に印刷する認定証票の清刷りを交付する。

２　前項に定める認定証票の様式及び表示の方法は別記１に定める。

（要綱、要領及び基準の改定、廃止）

第７条　本要綱、認定要領、認定基準、製品基準の改定又は廃止をしようとするときは、品質・技術部会で議決しなければならない。

２　前項の議決後、その内容を速やかに会員に通知しなければならない。

附則（平成20年4月１日 制定）

1. この冷凍食品認定制度は、平成21年4月1日から施行する。
2. この制度に基づく、事前申請の受付及び認定審査は平成20年9月1日から行うことができるものとする。
3. 昭和45年2月5日制定の「冷凍食品の品質・衛生についての自主的指導基準」（以下、「旧制度」という。）は平成21年3月31日をもって廃止する。
4. 旧制度に基づく認定工場は、平成21年3月31日をもってその資格が失効し、旧制度による更新は行わない。

附則（平成23年6月13日　一部改定）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成24年11月14日　一部改定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月23日　一部改定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年4月1日　一部改定）

この要綱に規定する“一般財団法人日本冷凍食品検査協会”は、組織の名称変更により平成29年5月1日より“一般財団法人日本食品検査”に読み替えるものとする。

平成 20 年 4 月 1 日制定
平成 28 年 10 月 1 日最終改訂

冷凍食品製造工場認定要領

第１章 冷凍食品製造工場の認定

（認定の目的）

第１条　協会は、消費者より信頼される冷凍食品を提供するため、認定工場で生産される冷凍食品の品質及び衛生についての指導を行う。

２　前項の指導は、その教育的機能に重点を置き、品質の不適正な製品の生産を事前に予防すると共に、品質及び衛生の向上を図ることを主眼とする。そのため、認定工場の製造に従事する者の指導教育に力を注ぎ、品質管理及び衛生管理の充実に重点を置くものとする。

（認定工場の責務）

第２条　認定工場は、品質及び衛生等についての格付検査を受けると共に、品質及び衛生の向上に努めなければならない。

（認定工場の対象及び審査）

第３条　認定工場の対象は、会員の冷凍食品製造工場とし、認定を受けるためには当該工場が認定基準を、かつ製品が製品基準を満たしているか協会の審査（以下、「認定審査」という。）を受けなければならない。

２　認定基準は、基準を構成する

Ⅰ．仕事の仕組みに係る基準（以下、「基準Ⅰ」という。）、

Ⅱ．現場での実施・管理に係る基準（以下、「基準Ⅱ」という。）

及びⅢ．施設設備・機械器具に係る基準（以下、「基準Ⅲ」という。）により評価する。評点は、「冷凍食品の認定制度規定の運用」（以下、「運用規定」という。）で決められた方法による。

（認定の合否）

第４条　認定工場は、認定審査あるいは第６条第２項で定める更新審査の結果において、次の各号を全て満たしていなければならない。

(1) 基準Ⅰ、基準Ⅱ及び基準Ⅲの各総合評点がいずれも60点以上であること。

⑵ 基準Ⅰ、基準Ⅱ及び基準Ⅲの各大項目の評点が全て30点以上であること。

⑶ 製品が製品基準に適合していること。

2 認定基準の改定によって認定工場の評価が著しく低下する場合には、それを緩和するための経過措置を設けることができる。経過措置の内容は、認定委員会の承認及び品質・技術部会の決定に基づくものとする。

（有効期間の査定）

第５条　協会は、前条により適合とされた冷凍食品製造工場について、原則として基準Ⅰ、基準Ⅱ及び基準Ⅲの評点に基づき次回更新までの認定有効期間（以下、「有効期間」という。）を査定する。

2 認定工場の有効期間は4年を基本とする。但し、認定基準を満たしているものの、より高い品質及び衛生水準を目指す必要があると判断された場合においては、改善を促すため短縮した有効期間を設けることができる。

3 前項の短縮した有効期間は、2年または3年とする。

4 評点に基づく認定工場の有効期間は、次の表１の通りとする。

表１．基準と有効期間

4 年（標準）工場	基準Ⅰ～Ⅲ	各基準の総合評価が 80 点以上
3 年（短縮）工場	〃	各基準の総合評価が 70 点以上
2 年（短縮）工場	〃	各基準の総合評価が 60 点以上

5 認定調査の個別項目中に、認定制度の要綱・要領で求められる品質管理及び衛生管理等に係わる重大な欠点があると冷凍食品製造工場認定委員会（以下、「認定委員会」という。）で判定された場合、認定委員会は有効期間の短縮を決定することができる。

（有効期間の開始日）

第６条　有効期間の開始日は、審査を受け認定された日とする。

2 継続して認定を受ける場合には、有効期間満了日までに認定基準及び製品基準を満たしているかどうかの審査（以下、「更新審査」という。）を受けなければならない。その審査結果に基づき、更新後の合否の評価及び有効期間の査定を行う。

（有効期間の延長）

第７条　品質・技術部会が、認定調査の集中等により認定制度の円滑な運用が困難

であると判断した場合には、認定委員会は、各対象工場についてその管理状況を個別に評価した上で、有効期間を延長できる。

（認定の一時停止）

第８条　協会は、認定工場が次の各号の一つに該当すると認めるときには、認定を一時停止して、停止期間中の認定証票の使用を差し止めることができるものとする。

⑴ 当該認定工場が破綻状態に陥ったと認められるとき。

⑵ 当該認定工場が災害等により、長期に渡り正常な稼働が望めないと認められたとき。

⑶ 当該認定工場の製品を原因とした事故または事件により、第三者に重大な健康被害を及ぼした、あるいは及ぼす可能性が濃厚であると認められたとき。

⑷ 当該認定工場で、認定の取り消しに相当する事由が合理的に疑われたとき。

⑸ 認定工場より様式１１．３による認定の一時停止申し入れがあり、相応な理由と認められたとき。

２　協会は、前項各号について、当該認定工場に立入調査を行うことができる。正当な理由がなく立ち入り調査を拒んだ場合は、直ちに認定停止の措置を行い、認定証票の使用を差し止める。

３　認定の一時停止は工場単位を基本とするが、停止事由が特定のライン・製造現場に限定的であることが科学的・合理的に認められれば、停止範囲・製品を限定する部分停止とすることができる。

４　認定停止期間も認定期間に算入するものとする。

（認定の一時停止の解除）

第９条　認定の一時停止工場が一時停止の解除を望むときには、一時停止事由の解消報告書と様式１．１１　冷凍食品製造工場認定停止解除確認審査請求書（以下、「解除確認請求書」という。）を各3部、協会に提出しなければならない。協会は停止事由が解消したかについて確認を行い、解消していると認められる場合は、初回認定調査と同等の解除確認調査を行う。

２　調査の結果、合格の場合は一時停止を解除する。なお、解除は当該停止工場・範囲の一括で行い、部分解除は行わない。

３　調査の結果、不合格であった場合は、認定の有効期間の間であれば、指摘された課題に対する是正を行い、その是正期間を経過した後に、解除確認請求書による解除確認の再調査の申請を行うことができる。

（解除確認審査料の納付）

第１０条　解除審査の申請者は、解除確認の申請が受理された後、第３４条に定める解除確認審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。解除確認の再調査の申請であっても同様とする。

（認定の有効期間の短縮、取消し及び取下げ並びに通知）

第１１条　認定工場が次の各号の一つに該当すると認めるときは、有効期間の短縮、または認定の取消しのほか、期間を定め、認定を認めないことができる。

(1) 当該認定工場が認定基準及び製品基準に適合しなくなったとき。

(2) 当該認定工場において冷凍食品の製造事業を廃止したとき。

(3) 当該工場が不当な手段により認定を受けたとき。

(4) 当該認定工場が認定の一時停止期間中に認定期間を満了したとき。

(5) 当該認定工場において、協会の定める認定を受けずに、認定証票の付された冷凍食品を販売したとき。

(6) 当該認定工場の製品について第３２条で定める「市販品の調査」等の結果、不適合があることが明らかになったとき。

(7) 国内外を問わず企業活動において、法令及び認定制度等に著しく反する行為が認められたとき。

(8) 当該認定工場において正当な理由がなく年間格付数量基準(60トン以上)を守れなかったとき。なお、天災地変等の不可抗力等、認定工場の責によらない事由があると判断した場合はこの限りではない。

(9) 様式４．３ 冷凍食品格付依頼書による格付数量を偽り、過少申告したとき。

(10) 当該認定工場において、第３０条で定める認定証票使用料を協会に対し、1年以上、滞納したとき。

(11) 当該認定工場に係わる事業者から様式１１ 冷凍食品製造工場認定取下げ届による認定取り下げ、もしくは協会からの退会申請があったとき。

(12) 第１１条第２項の立入調査に対して、正当な理由がなく拒否を行ったとき。

(13) その他、協会の名誉を著しく傷付けたとき。

２　協会は、前項及び第３１条に抵触する疑義がある場合、当該認定工場への立入調査を行うことができる。当該工場は、正当な理由がない限り、この立入調査を拒否することはできない。

３　協会は、第１項により認定を取り消したときは、遅滞なく当該認定工場及

び検査協会に対し、その旨に理由を付して文書をもって通知する。

第２章 冷凍食品製造工場認定委員会

（認定委員会の設置）

第１２条　認定制度の円滑な運用を図るため、認定委員会を置くものとする。

（委員の構成）

第１３条　認定委員会は、協会の役員、学識経験者各1名以上及びその他有識者により、5名以内で構成する。

２　委員は、協会会長が委嘱するものとする。

（認定委員会の役割）

第１４条　認定委員会は、協会の諮問に応じ、要綱、要領、認定基準、製品基準及び運用規定の改定、もしくは廃止について審議し、品質・技術部会に報告を行う。

２　認定委員会は、次の事項について審議・決定する。

(1) 工場認定のための調査結果に基づく認定可否、有効期間及び必要とする付帯事項。

(2) 第７条に定める有効期間の延長。

(3) 第９条第１項に定める、認定の一時停止工場における停止解除の可否及び第９条第３項に定める不合格であった場合の是正期間の設定。

(4) 第１１条第１項で定める要件に基づく、有効期間の短縮とその期間、工場認定の取消し、欠格期間の設定及び付帯措置。

(5) 認定及び取消しに関する異議申立の取扱い。

（利害関係者の意見の表明）

第１５条　前条第２項に利害関係のある者は、認定委員会に出席して意見を述べることができる。

第３章 国内冷凍食品製造工場の認定申請手続

（国内工場の認定申請）

第１６条　協会の会員は、協会に対し、工場の認定を申請することができる。申請にあたっては、水産冷凍食品、農産冷凍食品、畜産冷凍食品、調理冷凍食品及びその他の冷凍食品の種類（以下、「分類」という。）を明記しなけれ

ばならない。

２　前項の申請には、当該工場ごとに、様式１．１～１．９の冷凍食品製造工場認定申請書（以下、「認定申請書」という。）及び認定申請書添付書類を各3部、協会に提出しなければならない。

３　申請にあたっては、当該工場で格付表示する製品の数量（以下、「格付数量」という。）の合計が、年間60トン以上の見込みであり、なおかつ申請する分類ごとの格付数量が0トンの見込みであってはならない。

４　認定を申請する工場は、品質管理、衛生管理及び施設･設備に係わる管理等に習熟し、当該工場所在地に在籍する者を品質管理責任者として１名を選任し、協会に届け出なければならない。

（認定審査料の納付）

第１７条　申請者は、認定申請が受理された後、第３４条に定める認定審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。

（認定審査）

第１８条　第１６条及び第２１条の申請が行われたときは、協会は書類審査を実施する。書類審査に合格した後、検査協会は当該申請工場が認定基準及び製品基準に適合しているかについて現地調査を行う。認定委員会は、その調査結果に基づき、当該工場の認定の可否及び有効期間の査定等を行う。

（結果の通知、異議申立）

第１９条　協会は、前条に基づく認定の可否及び有効期間について、当該申請者及び検査協会に対し、遅滞なく文書をもって通知する。

２　当該申請者は、認定の可否の通知を受け取った日から15日以内に、認定委員会に対し異議の申立をすることができる。

（変更の届出）

第２０条　認定工場は、第１６条第２項で定める認定申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、定められた様式（様式７、品質管理責任者においては、様式１．３及び３）を各3部協会に提出しなければならない。

２　認定の対象となる冷凍食品分類の品目を追加する場合は様式５、認定範囲の拡大・変更の場合は様式５．２を3部提出して事前に申請するものとする。いずれの場合も審査を受けて認定を受けなければならない。また認定した品目の一部を取り下げる場合は、様式１１．２を3部提出しなければならない。

第４章　海外冷凍食品製造工場の認定申請手続

（海外工場の認定申請）

第２１条　　海外工場の認定申請は、第１６条を準用する。なお、様式２　海外冷凍食品製造工場の認定条件の申請も各3部、協会に提出しなければならない。

（認定申請の条件）

第２２条　　前条で定める海外工場の認定申請にあたっては、協会の会員である日本企業が全額又は一部出資している会社が所有する工場とし、日本の会員企業による指導・管理を十分行うことができること又はこれらと同等の指導・管理を行うことができると認められることを条件とする。

2 日本の会員企業は、当該海外工場と協会との連絡窓口を設けると共に、業務指導、会費・指導料の徴収等の円滑な遂行に努めるものとする。

（認定審査料の納付、認定審査、結果の通知、異議申立及び変更の届出）

第２３条　　認定審査料の納付、認定審査、結果の通知、異議申立及び変更の届出は、第１７条から第２０条までの規定を準用する。

第５章 認定工場の更新手続

（更新の申請）

第２４条　　第６条第２項の更新審査の手続きは、次の通りとする。

(1) 更新を希望する認定工場は、様式８、９による冷凍食品製造工場認定更新申請書（以下、「更新申請書」という。）3部を協会に提出しなければならない。

(2) 更新申請は、認定の有効期間満了日の6ヶ月前より受け付けるものとする。その満了日を過ぎた場合には、改めて第３条に基づく認定審査を受けなければならない。

(3) (2) に係わらず、有効期間満了日の6ヶ月前よりさらに遡って更新申請（以下、「早期更新申請」という）を行うことができるものとする。その場合、早期更新申請に基づく有効期間が決定した時点で、従前の有効期間は消滅する。早期更新申請の手続き審査等は、「冷凍食品の認定制度規定の運用」に規定する。

(4) 協会は、更新申請があった当該工場について、第１６条第３項及び第２１条の基準を満たしていることを書類審査により確認し、更新申請を受け付ける。

（更新審査料の納付）

第２５条　申請者は、更新申請が受理された後、第３４条に定める更新審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。

（更新審査）

第２６条　検査協会は更新申請に基づき、当該申請工場が認定基準及び製品基準に適合しているか調査を行う。認定委員会は、その調査結果に基づき、当該工場の認定の可否及び有効期間の査定等を行う。

（結果の通知、異議申立）

第２７条　更新された認定の有効期間は、従前の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

2　結果の通知及び異議申立については、第１９条を準用する。

第６章 認定工場の格付検査及び工場指導

（格付検査）

第２８条　協会は、認定工場に対し、格付検査を行う。格付検査は、継続的に認定工場の管理状況を監査する定期検査と、認定工場で生産され、認定証票を付して販売される冷凍食品の品質・衛生状況等を確認する製品検査からなる。

2　格付検査の実務は、検査協会が行う。

3　定期検査は「認定基準」及び「運用規定」に基づき、製品検査は「製品基準」及び「表示基準」に基づき行うものとする。

4　製品検査は、検査協会の検査員が定期検査時等に製品を抜き取って行うものとする。

（工場指導）

第２９条

1　協会は、有効期間を短縮した工場に対して、工場改善のため認定工場の指導（以下、「工場指導」という。）を行うが、工場指導の実務は、検査協会に委託する。

2　協会が認める特段の事情がない限り、３年工場は年1回以上、２年工場は年2回以上の工場指導を受け、管理体制の向上に努めなければならない。
なお、標準である４年工場においても協会が必要と判断した場合は、工場指導を行うことがある。

3　工場指導を受けた認定工場は、その費用として、第３４条に定める工場指

導手数料等を協会の請求に基づき、納めなければならない。

（認定証票使用料の支払い）

第３０条　認定工場は、第３５条に定める認定証票を付して製造する冷凍食品の認定証票使用料を協会の請求に基づき支払うものとする。認定証票使用料は、認定制度の運用、認定工場の格付検査費用等に充当する。

（認定証票の不適切使用）

第３１条　協会は、定期検査等に基づき、認定証票及びその表示が不適当と判断したときは、当該認定工場に対し、その改善を指示すると共に、認定証票の使用を禁止することができる。

（市販品の調査、改善指導）

第３２条　検査協会は、製品であって、認定証票が付されて販売に供されているものが、「製品基準」を満たしているか否かについて、別に定めるところにより調査し、その結果を協会に報告するものとする。

２　協会は、市販品の調査により、格付の表示が適当でないと判断したときの措置は、第３１条に準じるものとする。

（認定証票付輸入冷凍食品の格付）

第３３条　協会の会員が外国に所在する認定工場で製造し認定証票を付して販売する冷凍食品（以下、「認定証票付輸入冷凍食品」という。）について、協会が行う品質及び衛生等についての格付のための検査方法を次の通り定める。

(1) 格付のため検査依頼書等の提出については、別途定める。

(2) 検査協会が、冷凍食品格付依頼書に基づき、認定証票付輸入冷凍食品について行う検査の方法は、協会が定める「製品基準」に準ずるものとする。

(3) 当該認定工場は、認定証票付輸入冷凍食品に係わる品質管理及び衛生管理の記録を検査協会に提出するものとする。

第７章 冷凍食品認定制度に係る費用と徴収

（審査料等と徴収）

第３４条　第１０条で定める解除確認審査料等、第１７条で定める認定審査料等及び第２５条で定める更新審査料等の金額を次の通り定める。

(1) 認定審査料等

ア　認定審査手数料　別記２の料金表の金額を適用する。

イ　出張調査旅費　認定のために出張して調査した場合は、別途定める額に基づき、合理的に算定した　旅費を審査手数料とは別に徴収する。

(2) 更新審査料等

ア　更新審査手数料　別記２の料金表の金額を適用する。

イ　出張調査旅費　更新のために出張して調査をした場合は、(1) イ．の規定を準用する。

(3) 解除確認審査料等

ア．　解除確認審査手数料　別記２の料金表の金額を適用する。

イ．　出張調査旅費　解除確認のために出張して調査をした場合は、(1) イ．の規定を準用する。

(4) 格付検査費用等

ア．　格付検査手数料　第３５条の規定に基づき徴収した認定証票使用料で充当する。

イ．　出張検査等旅費　定期検査のために出張して検査をした場合は、(1) イ．の規定を準用する。

(5) 工場指導手数料等

ア．　工場指導手数料　別記２の料金表の金額を適用する。

イ．　工場指導旅費　工場指導のために出張して指導をした場合は、(1) イ．の規定を準用する。

(6) 工場立入調査費用等

第１１条第２項に定める立入調査の費用は、請求しない。ただし、立入りにより判明した事実が認定委員会により重大な不正と認められた場合は、調査に要した費用を (1) 認定審査料等に準

じて徴収する。

2　前項（1）及び（2）は、天災地変等の不可抗力等、その他認定工場の責によらない事由による場合は、その金額の全部又は一部を免除することができる。

（認定証票使用料等と徴収）

第３５条　第３０条に定める認定証票使用料は、別記２の料金表の金額を適用する。

2　前項の金額は、前条第２項に準ずる。

（別記1）

平成20年4月1日制定
平成25年5月1日最終決定

認定証票の様式及び表示の方法

冷凍食品製造工場認定要綱第６条第２項に定める冷凍食品認定工場で生産され、「冷凍食品の品質基準」、「冷凍食品の表示基準」及び「冷凍食品の衛生基準」に適合した製品に印刷する「認定証」の様式及び表示の方法を次の通り定める。

（一）様　　式

認定証票の外周円の直径は15㎜以上とし、「認定証」の文字は白抜きとすること。

（二）表示方法

(1)　「認定証」と一括表示は、販売最小単位の包装面のなるべく近いところに一緒に印刷すること。若しくは、「認定証」と一括表示を一緒に印刷したラベルを、販売最小単位の包装面に貼付すること。

(2)　「認定証」は文字が正確に読み取れるよう、擦れ等がないように印刷すること。

(3)　「認定証」の表示は最小包装単位で行うことが原則であるが、最小包装単位に「認定証」を貼付した製品を輸送するために用いるダンボール等の外箱にも「認定証」を貼付する場合は、外箱に最低限、商品名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名を同時に印刷または、同時に印刷したシールを貼ること。

（三）禁止事項

製品以外に「認定証」を使用することは禁止する。

（別記2）

平成20年4月　1日制定
平成27年3月23日最終改訂

冷凍食品製造工場の認定審査料等料金表

冷凍食品製造工場認定要領第３４条に定める国内冷凍食品製造工場認定及び海外冷凍食品工場認定のための解除確認審査手数料、認定審査手数料、更新審査手数料、認定証票使用料及び工場指導手数料の金額は下記の通りとする。

（１）のア．認定審査手数料　　一工場当たり　80,000円

（２）のア．更新審査手数料　　一工場当たり　80,000円

（３）のア．解除確認審査手数料　一工場当たり　80,000円

（４）のア．認定証票使用料

格付数量区分 （月当り）	認定証票使用料 （kg当り）
トン以上　トン未満	
～　10〃	150銭
10　～　20〃	120〃
20　～　30〃	100〃
30　～　40〃	70〃
40　～　50〃	56〃
50　～　70〃	44〃
70　～　80〃	40〃
80　～　300〃	37〃
300　～　500〃	36〃
500　～	35〃

※認定証票使用の基本料金として26,400円を定め、1年間の認定証票使用料がこれに満たない場合は、事業年度末に追徴する。

※認定証を不正使用した場合の措置として、不正使用した製品重量（kg単位）に150銭を乗じた金額を賠償として追徴する。

（５）のア．工場指導手数料　一工場、一回当たり　100,000円

附則（平成20年4月1日　制定）

この要領、別記1及び別記2は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年6月13日　一部改定）

この別記1は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成24年7月11日　一部改定）

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則（平成24年11月14日　一部改定）

この要領及び別記2は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成25年5月1日　一部改定）

別記1及び様式は、平成25年5月1日から施行する。

附則（平成26年4月22日　一部改定）

この要領は、平成26年4月22日から施行する。

附則（平成27年3月23日　一部改定）

この要領及び別記2は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年10月1日　一部改定）

この要領及び別記2は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年4月1日　一部改定）

この要綱に規定する“一般財団法人日本冷凍食品検査協会”は、組織の名称変更により平成29年5月1日より“一般財団法人日本食品検査”に読み替えるものとする。

付　録

冷凍食品製造工場認定申請書等の様式集

様式１．１　　冷凍食品製造工場認定申請書
様式１．２　　申請書類（工場の名称及び住所等）
様式１．３　　申請書類（品質管理責任者及び補佐員）
様式１．４　　申請書類（組織図及び区分ごとの人員）
様式１．５　　申請書類（工場立地図及び機械配置図等）
様式１．６　　申請書類（認定基準に定める各事項について(その１)）
様式１．７　　申請書類（認定基準に定める各事項について(その２)）
様式１．８　　申請書類（認定基準に定める各事項について(その３)）
様式１．９　　申請書類（認定申請書別添書類等）
様式１．１０　冷凍食品製造工場認定再審査請求書
様式１．１１　冷凍食品製造工場認定停止解除確認審査請求書
様式２　　海外冷凍食品製造工場の認定条件の申請
様式３　　品質管理責任者の変更届
様式４．２　　格付製品リスト
様式４．３　　冷凍食品格付依頼書
様式５　　認定品目の追加に関する審査依頼書
様式５．２　　認定範囲の変更若しくは拡大に関する審査依頼書
様式６　　冷凍食品格付検査成績書
様式７　　冷凍食品製造工場認定申請書記載事項の変更届
様式８　　冷凍食品製造工場認定更新申請書（その１）
様式９　　冷凍食品製造工場認定更新申請書（その２）
様式１１　　冷凍食品製造工場認定取下げ届
様式１１．２　認定品目の認定取下げ届
様式１１．３　冷凍食品工場認定一時停止届
様式１２　　認定工場証紛失届
様式１３　　認定工場証再交付願

◎各様式は協会のホームページ「冷凍食品の認定制度」の中の申請方法にあります。

http://www.reishokukyo.or.jp/certification/application

平成 28 年 12 月

冷凍食品製造工場認定要領改定のポイント

一般社団法人 日本冷凍食品協会
品質・技術部

１．概要

平成 28 年 4 月に改定（以下、“改定基準”）した「冷凍食品認定制度」の製造工場認定基準を 29 年 4 月に施行するが、認定要領についても関連する条文を見直した。認定要領は、28 年 10 月に改定（以下、“改定要領”）し、改定基準と同じく 29 年 4 月より施行する。この改定内容のポイントは以下の通り。

２．具体的内容

１）基準構成変更に対応した改定

従来基準は基準Ⅰ・Ⅱの２部構成であったが、改定基準は基準Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの３部構成に変更されたため、従来要領で「基準Ⅰ及び基準Ⅱ」等と表現された箇所を、「基準Ⅰ、基準Ⅱ及び基準Ⅲ」等の表現に改めた。該当箇所は以下の通りである。

第３条２、第４条、第５条、第５条４

２）経過措置の新設

第４条２に経過措置に関する項目を新設した。これは、基準改定によって基準の難易度が上昇することにより、工場の管理水準が低下していなくとも更新調査時の評価点が低下する可能性があるため、一定の期間、評価点の低下を緩和するための措置である。今回の基準改定に伴う経過措置は以下の通り設定した。措置の詳細については別途掲示する。

①難易度調整

採点評価を行うチェックリストの項目で、新規及び高度化した項目について難易度に応じて当該項目の採点集計時の重み付けを軽減する。結果として当該項目が低評価であった場合の影響が小さくなる。

②変動調整（基準合算）

従来基準の基準Ⅰが改定基準では基準Ⅰと基準Ⅱに分割されたことにより、分割後の評価点は片方が上がり、もう一方は下がることが予想される。結果として、管理水準の変化がなくてもランクダウンする工場が発生することが見込まれるため、基準Ⅰと基準Ⅱの評価点を合算して審査する。なお、評価点の下限を設定し、これを下回る場合は経過措置の対象外とする。

③不合格工場（６０点未満工場）の取扱い

各基準の合格点は６０点で、従来と変更はない。いずれかの基準が６０点未満の場合は不合格であり、上記変動調整でも経過措置の対象外となる。また、いずれかの大項目が３０点未満の場合も不合格である。要領の運用規定では、不合格工場は再審査を受けることができるとしているが、認定期間終了後再審査合格までの間の認定は維持されない。経過措置では、更新意思のある工場について、認定期間終了後も期間を定め暫定的に認定を維持できることにする。この場合、当協会が工場に対し徹底的な指導を行い、工場がこの間に基準適合水準に到達すれば、認定期間２年の認定工場として承認される。

④２９年度更新工場の特例

２９年度更新工場は新基準に対応するための準備期間が短かい。特に年度初めに更新する工場は、チェックリストの公表から７か月程度で更新調査を受けることになり、準備期間が長くなる年度終盤に更新調査を受ける工場に比較して不公平が生じる。そのため、２９年度更新工場が、認定期間４年から３年など１ランクダウンした場合、自主的に適切な改善を行い元のランクの管理水準に復帰したことを年度内に認定委員会が認めた場合は、元のランクでの認定工場として承認される。なお、２ランクダウンの場合は経過措置の対象外である。

３） 有効期間の延長

第 7 条に有効期間の延長を可能とする項目を新設した。これは、29 年度の更新予定工場が 240 件を超え、適切な更新調査・審査の実施が困難であることに対応したものである。延長の対象は、個別の管理状況を評価して、高い管理水準を維持していると判断される工場である。

なお、本項目は円滑な制度運用の必要性から設けるもので、個別工場の都合により適用されるものではない。

４）有効期間の短縮

第１１条に有効期間の短縮措置を追加した。従来要領は、工場側の責による不適合事由が発生した場合、認定の取消しを行うことができることを定めている。しかし、軽微あるいは中程度の不適合に適用できる措置がないため、有効期間の短縮措置を定めた。

５）認定委員会の役割

第１４条の認定委員会の役割の記載の中に、第７条有効期間の延長、第１１条有効期間の短縮に関する記載を追加した。

６）その他

第７条の追加により、以降の各条の条番号を修正した。

以上

平成 28 年 12 月

冷凍食品製造工場認定基準の経過措置

一般社団法人 日本冷凍食品協会
品質・技術部

１．概要

平成 28 年 4 月に改定（以下、“改定基準”）した「冷凍食品認定制度」の製造工場認定基準を 29 年 4 月に施行するが、認定工場に過度の負担が生じないように、一定の期間、経過措置を実施する。

２．経過措置の期間

経過措置は 29 年度から 31 年度の 3 年間にわたって実施する。なお、29 年度については特に更新工場の負担が大きいため、3 年間の経過措置に加え、上乗せした単年度の措置を実施する。

３．経過措置の対象

新規認定審査工場、更新審査工場いずれも経過措置の対象とする。なお、更新審査工場を対象とした不合格工場への措置と 29 年度更新工場への措置は、新規認定審査工場には適用しない。

４．経過措置の内容

経過措置は、以下の 4 項目について実施する。内容は別紙に記載するが、不明な点があればについては当協会品質・技術部あるいは定期検査を担当する職員に問い合わせされたい。

１）難易度調整
２）変動調整（基準合算）
３）更新不合格工場（６０点未満工場）の取扱い
４）２９年度更新工場の特例：認定ランク復旧

以上

１．難易度調整

１）概要

採点評価を行うチェックリストの項目で、新規及び高度化した項目について、難易度に応じて当該項目の採点集計時の重み付けを軽減する。結果として当該項目が低評価であった場合の影響が小さくなる。なお、軽減した重み付けは毎年引き上げ、31 年度までで軽減措置は終了する。

この措置は更新審査だけでなく、新規認定審査にも適用する。

２）対象項目と難易度判定

29 年度版基準のチェックリスト（初版：7 月 1 日制定）の対象項目に、その難易度評価と評価理由を明示した。

①対象項目と評価理由

対象項目のチェックリスト備考欄に「◆経過措置の必要性を検討する項目」として記載。また、評価理由も同欄に記載。

②難易度ランク

全ての対象項目のチェックリスト経過措置欄に以下の判断基準によるランクを記載。

A ランク：新規に対応するには技術的な難易度が高く、また文書化等にも多大な作業量を必要とし、全ての認定工場に直ちに適用することが現実的でないもの。

D ランク：新規性はあるが、技術的には従来基準同様あるいは以下で、作業量も少ないもの。

B・C ランク：A ランクと D ランクの間で、技術的難易度と作業量の大小により区分。

③特定ランク

項目によりその内容の一部のみが高度化したものがある。この特定項目は A2 と表記。A～C と措置が異なるため、その具体的な措置は備考欄に記載。

３）採点・報告書

各項目の採点は、達成度のみを評価して得点とする。各項目の評価点は得点に重み付けたものとする。工場に送付する調査報告書には、工場での改善の参考とするため得点と評価点を記載する。

４）難易度と年度毎の重み付けの引き上げ

表１：難易度ランクと重み付け

難易度ランク	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
A	0%	33%	67%	100%
B	33%	67%	100%	100%
C	50%	100%	100%	100%
D	100%	100%	100%	100%

注意

①当該項目の評価で、重み付け 100%は通常評価、50%は半分の評価、0%は評価しない。

②重み付けは、毎年引き上げ、32 年度以降は全項目通常評価となる。経過措置は 31 年度までである。

以上

２．変動調整（基準合算）

１）概要

従来基準の基準Ⅰが改定基準では基準Ⅰと基準Ⅱに分割されたことにより、分割後の評価点は片方が上がり、もう一方は下がることが予想される。結果として、管理水準の変化がなくてもランクダウンする工場が発生することが見込まれるため、基準Ⅰと基準Ⅱの評価点を合算して審査する。なお、各基準の評価点の下限を設定し、これを下回る場合は経過措置の対象外とする。また、この下限値は毎年引き上げていく。

この措置は更新審査だけでなく、新規認定審査にも適用する。

２）評価方法

①合算について

評価の基本は、あくまでも基準Ⅰと基準Ⅱの個別評価である。その上で、いずれかの基準が４年工場基準である 80%、あるいは３年工場基準である 70%を下回っていた場合に、合算して評価する。合算は基準Ⅰと基準Ⅱの単純平均ではなく、基準Ⅰと基準Ⅱのチェック項目の合算 107 項目、535 点を満点として評価する。なお、基準のいずれかが 60%を下回った場合は、直ちに不合格となる。

②合算下限について

基準Ⅰ、Ⅱそれぞれに４年工場、３年工場としての基準下限を設定する（表１）。合算で基準を満すと同時に、基準下限も満たさなければならない。下限値は毎年引き上げる。（表２）

表１：合算基準と基準下限（29 年度）

	基準Ⅰ＋Ⅱ	基準Ⅰ	基準Ⅱ
4 年工場	80%	75%	75%
3 年工場	70%	65%	65%

表２　：基準下限の引き上げ

	29 年度	30 年度	31 年度
4 年工場	75%	77%	79%
3 年工場	65%	67%	69%

注意　本措置は 31 年度で終了、32 年度からは通常基準を適用する。

以上

３．　更新不合格工場（６０点未満工場）の取扱い

１）概要

要領では、更新不合格工場は再審査を受けることができることとなっているが、認定期間終了後、再審査に合格するまでの間の認定は維持されない。今回の経過措置では、更新審査において不合格判定がなされた工場に対して、工場が希望した場合、最長で１年間に及ぶ暫定的な認定期間（以下、暫定期間）を設定し、その間に合格水準にいたる是正・改善を行い、再審査を申請することを認める。

２）再審査の内容

不合格通知時に、認定委員会で指摘された改善すべき不適合について通知が行われる。再審査では、新たな調査は行わず、認定委員会は不適合が指摘された項目・内容の是正・改善状態について審査する。

３）暫定期間の設定と再審査

認定委員会は、原則３か月以上の暫定期間を設定する。不合格工場は暫定期間内に開催される認定委員会において、改善報告書を提出し再審査を受けなければならない。

①報告書が認定委員会に提出されない場合は、更新の意思がないとみなし、暫定期間終了をもって工場認定を終了する。

②報告書を認定委員会で審査し、改善内容が不十分と判断された場合、再度暫定期間を設定し改善を促す。この場合、暫定期間の合計は１年間を限度とする。なお、認定委員会で改善姿勢・内容が著しく不適切と判断されれば、新たな暫定期間を設定せず工場認定を終了することもある。

③認定委員会の再審査で合格とされた場合、当日を認定初日とする２年工場として認定する。

４）暫定期間中の工場指導

暫定期間中は、工場指導と定期検査をそれぞれ１回以上受けなければならない。工場指導は再審査に向けた改善について指導し、定期検査では全般的な工場管理について指導する。再審査では、工場からの改善報告書と合わせて、工場指導を実施した調査員からの工場指導報告書で改善状況を確認し、審査とする。

５）その他手続き

①暫定期間中は、暫定認定証を交付する。

②再審査にあたっては、更新調査料は徴収しない。なお、暫定期間中の工場指導および定期検査では、通常通り既定の手数料、旅費・交通費を徴収する。

③経過措置は３１年度で終了するが、本措置は３１年度更新不合格工場までが対象であり、暫定期間が３２年度に及ぶ場合がある。

以上

４．29 年度更新工場の特例：認定ランク復旧認定

１）概要

29 年度更新工場は、新基準に対応するための準備期間が短かい。特に年度初めに更新する工場と、年度終盤に更新調査を受ける工場では不公平が生じる。そのため、認定期間４年から３年など１ランクダウンした場合、29 年度内に適切な是正・改善があったことを同年度内の認定委員会で認められれば、元のランクへ復旧認定できることとする。なお、２ランクダウンの場合は経過措置の対象とはしない。

また、本措置は 29 年度に限定したもので、30 年度以降は適用しない。

２）復旧認定審査の内容

認定通知時に、ランクダウンに至った不適合内容について通知する。認定委員会では、工場より提出された改善報告書に加え、不適合の項目・内容の改善状態を工場指導時に確認した、担当調査員の工場指導報告書をもとに審査する。

３）改善報告書の提出期限（是正期限）

29 年度最後の認定委員会が 30 年 3 月開催見込みであり、是正後の改善報告書は遅くとも 2 月上旬までに当協会へ提出されることが必要である。

４）復旧認定審査後の措置

認定委員会で復旧が認められた場合は、更新日に遡り復旧ランクでの認定証を交付する。なお、認められなかった場合は再審査を希望できるが、再改善のための是正期間として、復旧不認定通知日より 2 か月間は改善報告書を受理しない。

５）是正期間中の工場指導

ランクダウンした時点で、当該工場は３年あるいは２年工場となり、工場指導をうける義務が生じる。復旧認定を希望する場合は表１のとおり、工場指導を受けることが必要である。復旧認定審査には、工場からの改善報告書と改善確認のための工場指導報告書が必要であるが、全ての基準が 75%以上で更新後 2 か月以内に是正が終了し改善報告書が提出された場合は、工場指導は免除し、改善確認は定期検査による定期検査報告書に代えることができる。

表１：復旧認定を希望する工場の工場指導を受ける義務

4 年⇒ 3 年	基準評価点	全ての基準が 75%以上		全ての基準が 70%以上
	是正期間	更新後２か月以内	更新後２か月以上	
	措置	工場指導を免除	工場指導 1 回が必要	工場指導 1 回が必要
3 年⇒ 2 年	基準評価点	全ての基準が 65%以上		全ての基準が 60%以上
	是正期間	更新後２か月以内	更新後２か月以上	
	措置	工場指導 1 回が必要	工場指導 2 回が必要	工場指導 2 回が必要

注意　是正期間 2 か月とは、報告書作成日が認定通知日から 2 か月以内であることを言う。なお、報告書の到着は作成日から合理的な期間である必要がある。

６）その他手続き

復旧認定を希望する場合でも、更新審査に基づいた認定証を交付する。復旧認定が認められた場合は、新たな認定期間の認定証と差し替える。

以上